
令和3年 第2回定例会

代表質問 広川 恵美子議員

令和3年 6月11日

▶質問

大田区議会公明党の広川恵美子です。会派を代表して質問させていただきます。よろしくお願いたします。

まずは、新型コロナの犠牲となった方々のご冥福をお祈りしますとともに、今なお大変な状況にある医療従事者の皆様に加え、感染症対策に追われながら、市民生活を支えてくださっている方々に改めて敬意を表します。

初めに、ワクチン接種についてお伺いします。WHOは、新型コロナウイルスのワクチンについて、重症化を防ぐ効果はあるものの、集団免疫を得られるかは分かっていないとしています。そこで、政府は、医療体制の逼迫の改善の意味からも、重症化リスクが高い高齢者に接種するという方針を打ち出し、本区でも本格的にワクチン接種が始まりました。

初歩的な確認ミスによる貴重なワクチンの廃棄なども報道されています。大きなプロジェクトのプレッシャーは計り知れないと思いますが、精神論だけでなく、どうすればミスを防げるのかなど、引き続き無事故の運営へのご尽力をお願いいたします。

今、ワクチン接種は計画から実施の段階になりました。計画の段階では読めなかったこと、見えなかったことが見えてくる時期だと思えます。今後は、そうした課題への対応を繰り返しながら、進めていただきたいと思います。

この間、接種を待ち望む区民の方から様々なお声をいただいています。特に多く聞かれるのが予約が取れないという声でした。当初、本区は、区内高齢者の65%が接種を希望すると想定して、計画を策定しましたが、実際には、もっと多くの方が接種を希望されているように感じられます。集団接種や個別接種に加え、巡回接種など、あらゆる手段を講じていますが、まずは7月末までに希望する全ての高齢者に接種を終わらせるという目標について、本区の接種状況と課題、その対応策についてお伺いします。

ワクチンの接種に関しては、希望する人は全て無料で受けられるとされています。一人でも多くの方に接種していただくことが肝要ですが、特に高齢者や障がいをお持ちの方など、希望しながらも、接種会場へ行くことが難しい方もいらっしゃいます。「必ず接種できます」とのメッセージとともに、たとえ時間や手間がかかったとしても対応していただ

くことを要望いたします。検討されている具体策があればお示しください。

また、ワクチン接種に関するマスコミ報道が過熱しており、私たち議員にも様々な問合せがあります。情報の信憑性の問合せへの対応には負荷がかかっているのではないのでしょうか。そこで、情報の内容によって、発信のタイミングのすみ分けをしておこなうのはどうか。日々変化するデータ的な情報の発信は頻繁に、接種会場や予約枠の拡大などといった情報は、定期的な発信日を決めて、区民が情報を得やすいタイミングを考慮していただくことを要望いたしますが、見解をお聞かせください。

先月 21 日、厚労省は、モデルナ社製とアストラゼネカ社製のワクチンを特例承認しました。さらに、ファイザー社製ワクチンについて、12 歳以上への接種を承認しました。ただし、アストラゼネカ社製ワクチンは、接種後、まれに見られる血栓症の発症メカニズムが明らかでないことから、接種の対象外とし、ワクチン確保に苦慮している台湾への供給や、COVAX を通じた途上国への支援に活用する方法を検討しているようです。COVAX への参加をいち早く政府に進言した公明党としては大いに評価するところです。

先日の党首討論で菅総理は、10 月から 11 月をめどに、希望する全ての人への接種を完了させるとの発言もあり、さらに接種が加速されることは、先ほどの区長のご答弁からも明らかです。改めて 60 歳から 64 歳までと基礎疾患を持つ方、高齢者施設従事者、その後の 12 歳から 60 歳未満までの接種の見通し、接種体制についての本区の見解をお示しください。

また、変異株の低年齢への感染拡大の状況を見ると、接種の早期実施が待たれるところです。12 歳以上の接種が可能となれば、おおむね中学生以上が接種対象となります。そうなれば、学校での集団接種を行うことは有効と考えます。あくまでも希望する人ではありますが、学校を想定した接種体制の構築も考慮していただきたいと要望します。区の見解をお聞かせください。

ワクチン接種の開始という、新型コロナウイルスとの闘いにおける希望の一方で、緊急事態宣言がまたも延長されました。人々も我慢の限界が近づいているのですが、当然のことながら、ここで気を緩めるわけにはいきません。

2003 年の SARS を経験した台湾では、最近まで新型コロナウイルスの封じ込めにロックダウンなしに成功したとして注目を集めていました。その成功の理由の一つとして、少数の人が高度な知識を持っているよりも、大多数の人が基本的な知識を持っているほうが重要で、基礎的な知識を持つ人が多ければ、情報を再確認し、意見交換をして対策を考えることができるが、反対に、少数の人だけが高度な知識を持っている状態は、何が起きているか理解していない人が大多数であることを意味し、危険である、台湾の人々は誰でも

ウイルスは石けんで手を洗えば、洗い流すことができる、石けんを使わなければ意味がないという基礎的な知識を理解し、日々発表される情報から新型コロナウイルスへの知識を深め、地域で状況が違えば、それに適合した方法が生み出されてきた、これは台湾の人々がウイルスの仕組みを正確に理解しており、政府と人々の間にパンデミックに備えるための知識が共有されていたからこそ、なし得たことであると分析されています。

新型コロナウイルスの出現は、これからも未知のウイルスによるパンデミックが起こり得る可能性を示したこととなります。私たち人類は、今後もこうした危機に直面するという覚悟を持たなければなりません。新型コロナウイルスとの闘いを通して、私たちが学ぶべきことを考えながら、次の質問に移ります。

オーストラリアの経済学者、ヨーゼフ・シュンペーターは、1940年代にその著書「資本主義、社会主義、民主主義」の中で、「創造的破壊は資本主義における経済発展そのものであり、これが起こる背景は、基本的には、外部環境の変化ではなく、企業内部のイノベーションである、そして、持続的な経済発展のためには、絶えず新たなイノベーションで創造的破壊を行うことが重要である」と説明しています。

コロナ禍は、図らずも日本が創造的破壊を怠ってきたことを露呈しました。今、コロナ禍と向き合う中で、行政も産業界も創造的破壊に挑戦しつつあります。その一端がデジタル庁の新設です。本区の大田区情報化推進計画では、四つの視点で36の取組を掲げ、区民生活の向上に寄与する行政サービスを提供し、「ずっと住み続けたい大田区」の実現を目指しています。本区が目指す情報化がもたらす区民生活の向上についてお伺いします。

六、七年ほど前になるでしょうか、総務財政委員会の視察で、自治体のICT化に先進的な取組を行っている佐賀県を訪れました。当時、既に道路整備等において、現場確認と補修の手配にタブレットを活用し、事務所に戻ることなく、現場で処理する体制を構築されていました。また、県内数か所にサテライトオフィスを設置し、移動のロスを減らすなど、効率化が図られていました。こうしたデジタル化による業務の効率が本区でもどんどん進んでいくことを期待しています。

そこで、行政のDX、デジタルトランスフォーメーションについてお伺いします。

行政の方々の仕事を拝見していて、介護・障害・生活福祉・保育事業など、マンパワーに依存している福祉分野こそ、システム化が必要ではないかと感じています。とかく人の手の介在こそが福祉の真髄のように見られますが、介護分野においては、人材不足や生産性向上などの難題解決のために、介護ロボットや見守りシステムを導入する事業者も出てきています。

行政の福祉分野のシステム化の例としては、昨年度来、こども家庭部と健康政策部が連携した、子どもの虐待リスクの早期発見システムが挙げられます。リスク検知のアウトリーチのツールとして、情報のデジタル化は大変有効です。また、政府は5月17日、昨今、懸案となっているヤングケアラーに関する報告書を取りまとめ、自治体による現状把握の推進や、学校や福祉など、多機関連携で支援することなどが盛り込まれていますが、虐待リスクの早期発見同様、ヤングケアラーの早期発見にも応用が可能だと考えます。

このように、区民に福祉分野をはじめ、様々なサービスを提供するに当たり、その事業目的に沿って、真に人がやらなければならない仕事に職員が力を注げるよう、また、どの職員が対応しても、区民が同じレベルのサービスを受けられるようにするためにも、柔軟な発想でDXを進めていただきたいと思います。この点についての区長のお考えをお伺いします。

さらに、こうした大田区の行政をより広く区民に周知する方法の一環として、子ども向けホームページを開設することを要望いたします。国の各省庁には、様々な工夫した子ども向けのページがあります。子どもたちの調べ学習に役立つような大田区行政の仕組みや施策の目的など、分かりやすい表現を工夫したホームページがあると、政治を身近に感じてくれるのではないのでしょうか。

毎年秋に本庁舎に掲示されている中学生の税の作文を拝見すると、子どもの医療費の無料化や街路灯のLED化や介護保険制度など、自分たちの生活に密着したものを取り上げ納税の重要性を感じたこと、将来きちんと納税したいなどつつづられています。社会の仕組みへの理解を深めることは、自身の将来を考える一助になるのではないのでしょうか。町田市の子どもの向けホームページには、自分の性に違和感を感じたときの相談窓口が案内されていて、子ども目線の配慮に感心いたしました。

子どもの権利条約や防災教育関連の情報の掲載なども含め、子どもたちが自己肯定感を育めるような子ども向けホームページの作成を求めます。見解をお聞かせください。

DXに関連して、福祉分野についてお伺いします。

我が会派もその成立に尽力した大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例について、この間、区によって、区報特集号の発行や、児童・生徒向け啓発グッズの配布、手話ドラマの制作、公開、職員向け手話学習動画の配信など、様々な取組が行われてきました。条例の趣旨を広く区民に理解していただくために、普及啓発は重要と考えますが、区内各所で区民や事業者による実践事例が増えてくることこそ、真の条例制定の効果と言えるのではないのでしょうか。この分野でのデジタル技術の活用について、今後どのようなお考えか伺います。

また、本条例には事業者の役割等も定められていますが、公民連携により、具体的な支援を推進するべきと考えます。条例に基づく今後の取組方針についてお聞かせください。

障がい者総合サポートセンター「さぼーとぴあ」が開所して6年が経過しました。この間、総合相談事業や地域交流支援や就労支援、また、2期工事では、待望久しかった重症心身障がい児者の短期入所や、学齢期の発達障がい児支援事業など、多岐にわたる障がいをお持ちの方を支える事業が展開されています。さぼーとぴあ開所6年が経過しての評価と今後の展開についてお伺いします。

さぼーとぴあでは、先に述べたとおり、学齢期の発達障がい児支援が行われています。本区のサポートルームの利用者数は、本年5月1日現在で、小学校 854名、中学校 240名と、発達障がいもしくは疑いがあると思われる子どもたちがクラスに一定程度いることは周知のとおりです。

こうした現状の中で、さぼーとぴあという公が行う支援事業に注目が集まることは言うまでもありません。発達障害の障害特性は、知的や身体ほどの障害と見られないため、療育についても、先の報酬改定では報酬額が減額され、支援事業者の経営に少なからず影響を与えています。その背景には、療育の質を疑問視される事業者の存在も否定できません。しかし、発達障がい児の療育に真摯に取り組む事業者は、当事者本人が個々の障害特性を理解し、将来、社会に適応しながら生活できるようになることを目標に療育に取り組んでおられます。その努力を伺うにつけ、療育の質に応じた報酬体系の必要性を感じます。

発達障害者支援法の確立で、保護者の受容や社会の理解啓発も進みつつありますが、まだまだ当事者を取り巻く環境が整っているとは言い難い状況です。発達障害は、早期発見早期療育が重要と言われていますが、よい療育と出会えても、社会の受容が進まない限り当事者の居場所は限定的となり、そうした居場所を持たなければ、無理解の中にさらされ生きづらさを感じながら、ひきこもりや情緒障害などに進行していきます。

こうした現実を少しでも防ぐためにも、子どもにとっての社会である学校生活が将来に役立つような、教育と療育の連携が今以上に必要だと考えます。教育と療育、そして、保護者が共有できる評価法を構築し、子どもにとっての社会である学校での行動評価を療育機関と共有することで、適切な療育につながり、さらに、その療育の成果が学校生活にフィードバックできるような発達障がい児支援の大田区モデルの構築を要望いたします。

この点については、区長並びに教育長にお伺いしたいと思います。見解をお示してください。

もとより、こうした仕組みの構築には、関係者間の信頼関係が最も重要です。障害特性と教育や療育の特性や課題をよく理解した人材が必要と考えますが、ぜひとも実現に向け

た検討をお願いいたします。

保育基盤の整備と保育の質の向上についてお伺いします。

平成19年度、大田区の保育施設は、認可保育園78園、認証保育所20園の計98園で、保育定員は約9000名でした。前後して、国の成長戦略では、女性の就業率向上を阻む要因として、保育基盤の不足が大きな課題として浮き彫りになり、社会保障の一環としての保育基盤の拡充を政策に掲げ、整備費用の大幅拡充や民間参入を可能としました。

待機児童が集中する東京都は、物理的・経済的両側面からの保育基盤整備の遅れを、認証保育所に加え、保育ママや小規模保育所など、新たな手法を導入して課題解決に努めてきました。本区としても、平成23年度以降、重点施策として保育基盤整備に取り組まれてきた結果、今年度、312施設、定員1万7980名となり、平成19年度と比較すると、施設数で3.2倍、定員数で約2倍と大幅に拡充し、ついに今年度、待機児解消を実現されたことを評価いたします。現状、本区の待機児対策の基盤整備は一定の成果を上げたものと理解します。

ところで、近年の保育需要について見れば、国の想定を上回る勢いで進んでいた少子化に、コロナ禍によって、妊娠を控える傾向が加わり、ますます拍車がかかっています。加えて、コロナ禍をきっかけにしたテレワークの推奨など、働き方改革による保育需要の変化についても注意が必要でしょう。さらに、インクルーシブ教育の観点で見れば、要支援児童数は今年度247名と増加傾向にあるうえ、医療的ケア児への対応も求められています。

こうした社会状況の変化が今後の保育需要にどのような影響をもたらすのか見極めたうえで、今後の保育基盤の整備と保育の質の向上のバランスを検討すべき時期が来ているのではないのでしょうか。本区のお考えをお聞かせください。

児童虐待防止対策についてお伺いします。

本区では、昨年11月に子育て支援アクションプランを策定し、潜在する虐待のリスクの可視化や、リスク検知の精度向上の取組として、今年度より区独自のリスク判断基準を用いた、保健師によるハイリスク世帯への継続支援を強化するとしています。

一方、東京都は昨年12月の東京都児童福祉審議会において、増加する児童虐待に対し、これまでの対応だけでなく、未然防止、早期対応の抜本的な強化が必要との提言がなされたことを踏まえ、新たに虐待予防に特化した予防的支援推進とうきょうモデル事業を立ち上げ、4市区でモデル実施することとし、本区もこのモデル事業に参画することになったと伺いました。東京都のモデル事業に参画する意義について、どのような効果を期待されているのかお聞かせください。

この予防的支援については、モデル事業であることから、試行を繰り返しながらも、よ

り効果的な事業を構築することが望まれます。支援対象や支援の流れについてのお考えをお聞かせください。

我が会派はかねてより妊娠期からの寄り添い型の支援について、産後ドゥーラの活用などを求めてきました。このモデル事業で、子育ての喜びを感じられるような成果を期待いたします。

防災対策についてお伺いします。

6月1日号の大田区報では、風水害時の避難方法が1面に掲載されていました。毎年、この時期の区報を手にするると、出水期に入ったことに気づき、防災を意識します。昨年度は、東邦大学の寄付講座の力を借りて、コロナ禍での避難所運営について、その感染症対策などに取り組みられました。

一昨年の台風19号被害を受け、本区の各部が、昨年の出水期、台風シーズンまでの取組を短期として、短期以降の取組を中長期として、対策を講じてこられました。例えば一昨年の台風19号の被災者からは、隣接する世田谷区では、被災家屋に対して、業者による消毒が行われた一方で、本区では消毒薬1本の配付にとどまっていたことが被災された方々の不満となっていました。今後、同じ轍を踏むことのないよう、短期の案件として、早急な対応が求められた課題であろうと思います。

先日、下丸子の数件の経営者の方と懇談した折、台風19号の際に感じた河川の氾濫の危機についての声を伺いました。一つは、高額な機械を購入したが、万が一、浸水したら被害を免れないこと、その場合の被害額は億単位になるだろうということ、また、別の方からは、下丸子地域はメッキを扱う工場がいまだにあることから、浸水の被害者でありながら、二次被害の加害者になりかねないというお声でした。

先の台風19号の被害においては、松原区長をはじめ、隣接する世田谷区や川崎市と連携し、国交大臣に申入れをし、現在、約191億円の予算をかけて、多摩川の河床の掘削をはじめとする全流域での治水対策が行われています。先ほどの経営者の方にそのこととお話しすると、迅速な対応に安心していただきましたが、台風19号の経験は、区民のそれぞれの立場で印象的な出来事となっています。

災害対策においては、命を守ることが最優先されることに疑いの余地はありません。加えて、大田区内の浸水危険地域の特性を把握し、早期に生活や事業を再建する自助力をつけるための、きめ細やかで地道な対策も必要と考えます。この点も含めて、中長期の防災対策への具体的な取組についてお聞かせください。

先月、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保に向け、避難勧告、避難指示の一本化等や、個別避難計画の策定の努力義務化など、災害対策基本法が一部改正されました。昨

年来、我が会派としても、要支援者の個別支援計画の策定について要望してまいりましたが、このたび、災害対策基本法に個別避難計画として盛り込まれたことで、体制整備が進むことが期待されます。災害時の避難に困難を有する方々にとっては安心材料となりますので、早急な体制づくりを求めます。本区としての見解をお聞かせください。

続いて、産業施策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの危機は、世界経済を大きく揺るがし、目に見えない微小なウイルスが世界に早急な持続可能な開発、SDGsへの変革の必要性を突きつけています。

5月27日、温暖化対策推進法の改正法案が可決、成立し、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として明記されました。この改正法の成立を待っていたかのように、ソニーなど18社がDXや脱炭素に関わる技術を持つ新興企業への投資を行う1000億円規模のファンドに参画するという発表がニュースになりました。また、それと前後して、NTTがスカパーJSATホールディングスと提携して、宇宙空間でデータ処理を行う仕組みの実用化に乗り出すというニュースもありました。宇宙空間で地上のデータセンターの役割を担うことで、電力消費量を光通信の100分の1に抑えられ、環境負荷の低減につながるそうです。また、周辺の衛星と仮想のネットワークをつくることで、処理能力を大幅に拡充できること、そして、必要な情報だけを地上に送ることで、効率化が図れるという仕組みだそうです。実用化にはまだまだ課題があるようですが、SFが現実になるようで、胸が躍るとともに、ESG投資を意識したイノベーションが着実に広がっていることを実感するニュースでした。

世界情勢は、米中の覇権対立に伴う世界的なサプライチェーンの再構築、第4次産業革命によるデジタル化の促進等に加えて、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、目まぐるしく変化しています。特に新型コロナウイルスを克服したとする中国とワクチン接種が進み、経済活動が回復に向かいつつあるアメリカの覇権争いは、アフターコロナを見据えて、さらなる激化が予想されます。

こうした中、昨年11月に地域的な包括経済連携、RCEPが締結されました。この締結によって、世界の人口とGDPの約30%を有する巨大なマーケットが誕生すると言われています。このような世界的な動きに対して、大田区はどのように対応するべきか、考えをお聞かせください。

先ほどシュンペーターの創造的破壊理論に触れましたが、多くの経済学者の見解では、不況によって、社会的に有用な企業の倒産が増加し、新規参入は困難となり、老朽化した企業の存続を助けているという現実が見られ、創造的破壊は現実的ではないという評価が大勢を占めていたようです。しかし、世界のデジタル化の進展は、GAFAMとい

う巨大企業を生み出し、その事業スキームは創造的破壊が理想論ではないことを証明しています。

一方、日本では、失われた20年と言われる間、終身雇用制度により、イノベーションを生み出す若者が働けなくなり、結果的にイノベーションが生まれにくいという現実であったとされています。残った大企業も、危機の中で十分な創造的破壊を行うことができず、結果として、世界経済の中で、日本が取り残されてしまっている感は否めません。この負の構造はコロナ禍において浮き彫りになりました。コロナウイルス感染症の世界的パンデミックは、皮肉にも世界がいかに緊密につながっているかを目の当たりにしました。日本経済が立ち直るためには、企業も日本社会も真のグローバル化を目指した創造的破壊を実現しなければならないのではないのでしょうか。

少し前までは経営者は20年程度のスパンで事業を考えることができましたが、近年のデジタル化による技術革新は、10年どころか、5年先でも読めなくなっているように感じられます。そうした意味からも、区内企業においても、RCEPの締結が意味するものを酌み取るとともに、支援の在り方も、比較的規模の大きい企業においては国際競争力をつけること、技術力に優れた少人数の町工場では技術や事業承継の課題解決など、グローバル化を目指し、大田区の企業においても、サプライチェーンの一環であることは間違いがございませんので、様々な規模や業種に対するきめ細かい対応の必要性を感じます。

コロナ禍において、国は1兆円規模の事業再構築補助金を打ち出しました。こうした国の支援策も区内企業にしっかりと活用していただくなど、世界的な環境変化に対応するための大田区中小企業への支援を期待します。区長のお考えをお聞かせください。

シュンペーターの創造的破壊の本質は、絶え間ないイノベーションであり、既存企業の個別課題の解決のみならず、新たな起業家が事業を起こし、新市場をつくっていくことが重要であり、また、起業家は、野心と創造性を持つ必要はあっても、場所、人、資金といった生産手段をあらかじめ持っている必要はないとし、起業家を見極め、生産手段を提供する役割が不可欠だと説いています。

こういった観点から、本年新たに設置される創業支援施設「六郷BASE」で創造した企業が地域の中小企業と連携することで、さらに成長、自立し、区内工場アパートやHICityに入居する、そこからさらにイノベーションを拡大し、やがて羽田から世界市場へと展開していく。大田区がこうした継続的なイノベーションを創出する一大拠点となることに大きく期待するところです。

そこで、区内で新たにチャレンジする創業者への支援策として、先の場所、人、資金の支援について、区のお考えをお聞かせください。

大田区のものづくりは区内経済を牽引してきました。コロナ禍を乗り越え、ものづくり産業が元気になることで、再び区内経済が活気を取り戻せるよう、時代に即応した大田区の産業支援に期待し、次の質問に移ります。

以前、プログラミング教育のモデル校であった矢口西小学校のタブレットを活用した公開授業を参観した際、全ての児童が積極的に授業に参加している印象を受け、ICT教育の可能性を感じました。国のGIGAスクール構想も、コロナ禍により必要に迫られ、進んだ感はありますが、グローバル社会を生きる子どもたちへの真のITリテラシー教育に期待するところです。

新型コロナウイルス対策にデジタルの力で取り組んだ台湾のIT大臣、オードリー・タン氏は、デジタル教育の本懐を好奇心としています。ICT教育では、インターネットを活用した調べ学習以外にも、時間や空間を超えた交流なども実現可能となります。とかく子どもとIT機器というと、SNSやゲームなど、マイナスイメージが先行しますが、学習機器となることで、オードリー・タン氏が言う知の好奇心の探求のみならず、デジタル技術で多くの社会問題が解決できることなど、将来を考えるためのプラスの効果が期待されます。

いよいよ区内全小中学校へのタブレットの配備が完了しました。この間、小黒教育長を先頭に、大田区教育ICT化推進計画を策定し、タブレットを活用した授業、また、家庭学習への活用等を検討してこられました。本区のICT教育の取組と学校現場の反応についてお聞かせください。

加えて、小中学校の全児童・生徒に1人1台のタブレット配備がもたらす可能性として一人ひとりとのきめ細やかな関わりが挙げられます。例えばタブレットを活用した健康観察をデータ化し、自分で観察することで、ヘルスリテラシーの理解につなげることや、子どもたちが周囲を気にせず、自分の心を素直にぶつけることができる日記のような機能、安心してSOSを発信できるような機能をつけることで、いじめや虐待の早期発見につなげることも可能ではないかと考えます。こうしたタブレットの活用に対する教育長の見解をお聞かせください。

もちろんこうした活用については一定の配慮が必要ではありますが、デジタルだからこそできる見守りのツールとして、効果的な活用をお願いいたします。

私の母校の創価大学は、創価一貫教育の理念として、「教育は子どもの幸福のためにある」としています。全ての子どもが自分の力で幸福をつかめる教育の実現を願い、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

<回答>

▶松原 区長

広川議員の代表質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ワクチン接種の状況と課題、その対応策に関するご質問ですが、5月25日から高齢者の集団接種が始まりました。6月10日現在、高齢者施設入居者及び集団接種会場、国の集団接種会場での大田区民の接種回数は約2万5000回です。今後、個別接種も大きく進む中、区は7月末までに高齢者の方の接種を終えることを目指しております。現在、2回目の接種の予約が7月中に取れていない約1万6000人の方がおり、区は日本工学院専門学校での接種回数枠の一部を活用し、2回目の予約に対応いたします。具体的には、個別に電話で連絡し、希望する方には2回目の予約の調整を行います。引き続き、ワクチン接種を希望する高齢者が7月中に速やかに接種していただけるよう、事業を推進してまいります。

次に、接種会場へ行くことが困難な高齢者等への対応に関するご質問ですが、在宅医療をされているなど、動くことが困難な方で、接種を希望されている方への対応も行っております。在宅患者の方の病状、障害の状況などを把握している医師が接種することが安心な接種につながると考えております。区へ在宅療養されている方や往診されている医療機関からのご意見をいただいております。区へ在宅療養されている方や往診されている医療機関からのご意見をいただいております。ワクチンの取扱いなど、課題はありましたが、区と各医療機関との協力体制が整い、6月末から接種を開始します。かかりつけ医師がいない方については、現在、対応を検討しております。病状により接種できるかどうか、慎重な判断が求められますので、様々な調整が必要であると考えております。区といたしましては、希望する方々に接種できるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、区民が情報を得やすい、発信するタイミングに関する質問ですが、新型コロナワクチン接種については、区民の関心が高く、接種希望者が多く、予約も取りにくいという状況の中、区が発信する情報を区民が把握しやすくすることは大変重要なことと考えております。これまで接種会場の追加、予約枠の拡大など、急遽決まったことは随時発信してまいりましたが、今後は、より区民目線に立って、議員ご提案の方法も含め、方法を検討してまいります。

今後の接種の見通し、接種体制についてのご質問ですが、まず、60歳から64歳の方、基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設で従事されている方への接種券を6月22日に発送いたします。7月7日から予約を開始し、7月9日から接種できるよう、準備を進めております。次の12歳から60歳未満の方への接種券は6月29日に発送いたします。国が職域接種を進めることに伴い、働く世代の接種券についても早く送る必要があると判断し、送付時期を大幅に前倒しすることとしました。この年代の予約開始日、接種開始日は、国からのワクチンの供給を見定めながら決めてまいります。7月下旬からの接種開始を今のところ想定しております。接種体制は、今後、大規模接種会場を複

数設置することで対応してまいります。引き続き区民が接種しやすい体制を整えてまいります。

12歳からの接種に関するご質問ですが、これまでファイザー社製のワクチンについて、対象が16歳以上でしたが、12歳以上に変更となりました。一部の小学6年生、中学生が対象となります。これまで区内小中学校のお子さんにも感染者が発生しておりましたので、区といたしましても、接種を積極的に進めてまいりたいと考えております。特に全員が対象となる中学生は、集団接種が非常に効率的であると考えております。今後、ワクチンの供給を見据えながら、教育委員会と連携し、接種を望まない子どもにも配慮しながら、接種体制を検討してまいります。

次に、デジタルトランスフォーメーションの推進に関するご質問ですが、大田区情報化推進計画においては、「透明性・持続性を担保した組織運営」と「ICTの活用による職員能力の最大化」を区のDXを進めるうえでの重要な視点としております。「事務の自動化・効率化」や、データを用いた政策立案、それらを支える情報基盤の構築、改善を図ることで、人的・財政的負担の軽減など、持続性の高い組織運営を目指します。これらの取組の推進により、貴重な経営資源である職員のマンパワーを最大限に発揮することが可能となり、柔軟な発想を持って区民の皆様に寄り添う支援や、区民ニーズに即した、より付加価値の高いサービスの提供を実現してまいります。私は、区長として、情報化推進計画にお示しさせていただいたとおり、デジタル化を通じた「ずっと住み続けたい大田区」を目指し、区のデジタルトランスフォーメーションを着実に進めていく所存です。

次に、子ども向けホームページについてのご質問でございますが、これからの未来を担う子どもたちも地域社会の形成者として、主体的に社会に参画し、多様な情報を活かしながら、豊かに生きていく力を育むことは大変重要であります。おおた教育ビジョンにおいても、「未来社会を創造的に生きる子どもの育成」をプランに掲げ、その取組の一つ、「情報活用能力」の育成として、情報先端技術や機器を使いこなし、必要な情報を収集、活用し、課題解決できる能力の向上に努めるとしております。こうしたことから、子どもたちが地域社会や区政に関心を持つ契機となるよう、区政に関する情報を分かりやすく伝え、子どもたちが大田区のことや行政の仕組み、行政サービスなどを自ら調べ、考えることは有意義であると考えます。現在、大田区のホームページにおいても、子ども向けの学習支援のページがございますが、今後も、他の自治体の取組なども参考に、子ども向けの各種情報発信の充実に努めてまいります。

次に、大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例の取組についてのご質問でございますが、障がいのある方の意思疎通支援において、日々進歩するデジタル技術の活用は大変有効なものであり、具体的な取組を進めるべきものと考えております。今後の取組につきましては、まず、区民や事業者に活用いただくためのパンフレットを作成し、さらなる理解促進を図ってまいります。また、公民連携の包括連携協定を結ぶ民間企業に協力をいただき、区内のコンビニやスーパーなど、店舗のカウンターにコミュニケーションボードを配備できるよう、協議を進めます。さらに、

デジタル技術を活用した意思疎通手段の利用促進についても、関係企業等と連携して推進してまいります。

次に、障がい者総合サポートセンターについてのご質問でございますが、本施設は、私が区長就任後から計画化し、障がい者団体をはじめとした多くの方々のご意見を取り入れながら設置した施設であります。平成27年にA棟、平成31年にはB棟を開設しました。令和2年度の実績は、A棟では2万3000件を超える相談に対応するとともに、福祉サービス従事者等を対象とした研修を実施するなど、人材育成にも寄与することができました。また、区独自の就労定着支援を行い、登録者は現在700名を超えております。一方、B棟においては、短期入所事業の利用は344件、発達障害支援事業では1000件を超える相談がありました。このように、開設後6年間で様々な取組を行っており、全国的に見ても、時代のニーズを先取りした施設であると評価しております。

今年度から「おおた障がい施策推進プラン」の新たな3年計画が始まりました。本計画の基本理念である、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちの実現に向け、力強く取組を進めてまいります。

次に、発達障がい児支援に関するご質問ですが、発達障がい児は、周囲の大人が日常生活の中で早期に気づき、対応することが大切だと言われております。障がい者総合サポートセンターでは、学齢期の発達障害支援事業を実施しておりますが、本事業の対象となる方以外にも、療育を必要とするお子さんは、近年、増加傾向にあります。学校や家庭、療育機関が情報共有し、互いに理解をしたうえで支援を行うことが重要です。障害の状況は個人で様々であり、大田区独自の評価法を作成することは難しい面もありますが、専門家や関係機関などのご意見を伺いながら、教育委員会とも連携し、子どもの健やかな育成と支援の充実に向けて、取組を進めてまいります。

次に、保育基盤の整備と保育の質の向上のバランスについてでございますが、これまで区は多様化する保育ニーズに応えつつ、待機児童の解消を実現するため、認可保育所の開設や、様々な保育サービスの提供に努めてまいりました。その結果、令和3年4月の保育サービス定員は1万7980名となり、長年の目標であった待機児童数ゼロを達成することができました。今後の保育基盤の整備についてですが、就学前人口の推移や、コロナ禍の影響などもあり、保育ニーズが不透明なため、今まで以上に状況を慎重に見極める必要がございます。当面は、欠員の活用や家庭福祉員等の利用など、開設によらない保育サービス環境の提供を行ってまいります。保育の質の向上については、区の指導検査の権限が拡大されたことを好機と捉え、認可外保育施設への支援や連携・協力など、その関係を強化してまいります。また、増加する要支援児やアレルギー児に対応するため、保育士の専門性やスキル向上に取り組んでまいります。今後も、保育環境の整備とのバランスを図りながら、全ての子どもたちに安全・安心で良質な保育サービスを一層提供できるよう、努めてまいります。

次に、東京都のモデル事業に参画する意義と期待する効果についてですが、この「予防的支援推進とうきょうモデル事業」は、妊産婦が課題を抱える前の早い段階から信頼関係を築き、出産や育児の不安を軽減することを目的としております。本事業により構築される予防的支援と、区の「子育て支援アクションプラン」を併せることで、切れ目のない虐待防止策の強化につながることを期待できます。なお、東京都や東京都医学総合研究所の知見を活用し、アクションプランの中の児童虐待につながるおそれのある潜在リスクを早期に発見するよう、努めてまいります。

次に、支援対象や支援の流れについてですが、区では現在、妊娠届出時の妊婦面接、生後4か月までの「すこやか赤ちゃん訪問事業」を実施するなど、妊産婦への早期支援に取り組んでいます。こうした既存の妊婦面接とは別に、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」では、予防的支援のための保健師や心理司などの専門職を含む特別チームが妊娠期から支援していくものです。対象となる方については、出産で悩みを抱えやすい若年の方、初めて出産される方、周囲のサポートがない方などを想定しております。妊娠期からのより早い段階で妊産婦との信頼関係を深め、効果的な支援につながるよう、努めてまいります。

次に、中長期的な防災対策に関するご質問ですが、区は、台風19号の教訓を踏まえ、風水害対策の強化や感染症対策に取り組んでまいりました。災害から命を守るためには、災害に強いまちづくりや、災害が起きても乗り越えることができる地域力、そして、被災した地域や住民を支える様々な仕組みを整えておくといった中長期的な取組も重要と考えております。特に重要な対策は、まず、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成と、避難所生活の環境を改善するための設備や、備蓄品の配備など、避難者の心身の負担を軽減するための取組です。さらに、被災者に救援物資を適時適切にお届けするための輸送体制や、被災者が早期に必要な支援を受けられるための体制の整備を進めていく必要があります。今後、これらの中長期的な取組について、地域防災計画やその他の計画に反映し、着実に推進してまいります。

次に、個別避難計画の策定についてのご質問ですが、区が災害時に自ら避難することが困難な方を把握し、対策を講じることは重要でございます。昨年度、風水害時の対応として、甚大な被害が想定される区域の低層階にお住まいの避難行動要支援者を対象に、避難先の確保等について確認しました。また、要配慮者と関係者を対象に、「要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会」を新たに開催しました。今年度は、対象として、介護事業所や相談支援事業所の職員等を新たに加え、支援者自身の避難行動と要支援者のサポートについての講習会を実施するなど、防災意識の向上を図ってまいります。個別避難計画については、区として、支援者や地域の皆様と連携して、避難の実効性を高められるよう、改定された国の取組方針を踏まえた計画の作成と体制づくりの検討を進めてまいります。

次に、世界的な環境変化を踏まえた大田区の対応に関するご質問ですが、米中対立やコロナウ

ウイルス感染症拡大に伴い、世界情勢はかつてないほど混乱をしております。また、世界の株式市場では、アメリカのGAFAMとともに、中国・アジア企業の台頭も目まぐるしく、世界における日本企業の地位は低下していると言わざるを得ません。この世界規模での環境変化は、本区の企業にも大きな影響を及ぼしており、今後、従来からの高度な技術力に加えて、新たな付加価値を生み出すイノベーションが不可欠と考えます。このような背景において、「羽田イノベーションシティ」を開設したことにより、大田区発のイノベーション環境が整いつつあります。昨年、締結されたRCEPは、議員お話しのとおり、世界GDPの3割を占める最大級の経済連携となり、企業の海外展開や輸出拡大の絶好の機会となります。また、これら国々は製造技術が未成熟と言われており、不足する技術を本区の企業が担うといった新たな国際連携も期待できます。これら新たな市場獲得のためにも、羽田が世界と大田区をつなぐハブとなり、区内企業への好循環につなげていくために、区の全組織を挙げて取り組んでまいります。

世界的な環境変化に対する区内中小企業支援についてのご質問ですが、世界的に成長する企業の多くが、デジタル技術を活用して市場を拡大していることを踏まえると、大田区企業もデジタル化を進め、あらゆる分野への参入を見据えていくことが必要であります。企業のデジタル化に向けては、各社へのきめ細かな支援に加えて、域外からの仕事を区内企業で受け渡す「仲間回し」等の大田区独自の強みをデジタル化で強化する取組も、地方創生推進交付金を活用して進めており、今年度から新たに行政が持つビッグデータ活用や、地域課題をデジタル技術で解決するモデル事業も開始します。こうした中、国では、企業の思い切った事業の再構築を支援する資金を用意しています。これら事業を活用し、各社の稼ぐ力の強化を支援してまいります。また、事業承継については、新たな事業へのチャレンジを支援するとともに、区と関係機関で構成する大田区事業承継協議会を通して、区内事業者の円滑な事業承継を促進します。さらに、多様化する課題への対応を図るため、これまでの支援策に加えて、中小企業ファンドといった投資的枠組みを検討する等、持続可能な中小企業支援に向け、今後もきめ細かな施策を講じてまいります。

創業者支援に関するご質問ですが、区内に新たな事業を起こし、地域の雇用を生み出す創業支援の重要性がますます高まっております。これまでも大田区産業振興協会では、「創業者支援総合窓口」にて年間約460件の相談を受け付け、創業相談員による助言に加えて、専門人材の無料派遣など、きめ細やかな支援を行っております。創業環境の整備として、本年10月に、これまでの創業支援施設である「BICあさひ」の機能を大幅に拡張して、新たに「六郷BASE」を開設します。従来からの個々の創業者に寄り添った支援を引き継ぐとともに、新たに交流拠点として、試作スペースやセミナールーム、コワーキングスペース等を設置し、常駐するインキュベーションマネージャーによる相談対応を随時受け付けます。さらに、定期的なセミナーやイベント開催など、大田区内に集積する中小企業との連携機会を提供してまいります。今後も、多くの創業者を呼び込み、

育む「場所」の提供、創業相談の専門人材や、創業時の技術サポートを行う「人」の支援、補助金やファンド等の「資金」による支援と、段階的かつ多面的にサポートを実施していくことで、大田区を創業の一大拠点として、さらに発展させてまいります。私からは以上です。

▶小黒教育長

私からは、教育と療育の連携に関するご質問に答えさせていただきます。

発達障がいの子どもの支援につきましては、特に幼児期から学齢期にかけての早期の対応が大切でございます。そのためには、学校と医療機関が連携し、子どもの将来の自立に向けた支援のための仕組みづくりを医療の専門家や関係機関などにご意見を伺いながら進めることが重要であると考えております。教育委員会といたしましても、障がい者総合サポートセンターと連携し、支援体制の構築について研究してまいります。

次に、本区のICT教育の取組と学校現場の反応に関するご質問です。タブレット端末は、既に小中学校とも1人1台の配備がなされ、授業や家庭学習において活用が進められております。学校の活用例としましては、小学校では、2年生の児童が植物の成長の様子をタブレット端末で撮影し、継続的に観察していく学習が行われておりました。また、中学校の例では、自分の短距離走のスタートの動きをタブレット端末で撮影してもらい、動画を見ながら、自分のフォームを改善していく学習が行われておりました。いずれにいたしましても、1人1台のタブレットを活用した新たな学び方が様々な学習の場面で意欲的に取り組まれ始めているところでございます。また、タブレット端末を活用して、子どもたち同士の意見交換を行う学習では、子どもたちが多くの意見を出し合いながら、整理、分析し、新たな知をつくり出していく創造的な学習が繰り返されております。今後は、各種研修会等を通して、各校の先進的な取組を紹介しながら、全ての学級の授業の中で創意工夫して、効果的にICTを活用する教育を推進するように支援してまいります。

次に、ICT機器の活用による「児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするための仕組み」づくりについてのご質問でございます。各自のタブレット端末から利用することができる「まなびポケット」というポータルには、毎日の子どもたちの健康状態を確認したり、担任に対して、コメントを送ったりする機能を備えております。また、この機能を活用して、担任が生徒のコメントから状況を察知し、問題の早期発見及び早期対応に結びついた事例も学校から報告をいただいております。今後も、タブレット端末を活用して、児童・生徒一人ひとりの心の声やSOSのサインを受け止めることができる仕組みづくりについて検討し、児童・生徒の心の中の思いや、そこに表れた心のサインを鋭敏に察知し、悩みや不安が解消できるように努めてまいります。